

食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金交付要綱

制 定：平成24年3月22日付第201200000239号鳥取県農林水産部長通知

最 終 改 正：令和5年7月1日付第202300093322号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、県内に主たる事務所を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農業協同組合中央会、農業協同組合連合会及び農業協同組合並びに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合及び水産加工業協同組合（以下「農水産業団体等」という。）が、食パラダイス鳥取県の推進に向け必要があると県が認める施策について自主性を活かして柔軟に展開できるようにすることを目的として交付する。

(交付金の対象)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる農水産業団体等が行う同表第2欄に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金等の交付対象となる事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の対象となる経費は、各対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）とする（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう）。以下同じ。）を除く）。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付金の額)

第4条 農水産業団体等ごとの本交付金の額は対象経費（対象事業の実施に伴う本交付金以外の収入を控除した額）の2分の1以内とし、次の各号に定める額とする。

(1) 交付申請額（対象経費の2分の1以内の額）が最低保証額（この額の2倍を超える事業実施の実績があった場合に交付を保証する額）以下の場合にあっては、交付申請額とする。

(2) 交付申請額が最低保証額を超える場合にあっては、最低保証額と調整交付額を合算した額とする。

2 最低保証額及び調整交付額は、農業協同組合及び農業協同組合中央会については次の1号に、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び農業協同組合連合会については次の2号に定める額とする。

(1) 最低保証額（均等割当額、実績別割当額及び組合員規模割当額を合算した額をいう。）の総額は、本交付金の予算額に4分の3を乗じて得た額を上限とし、調整交付額は、超過交付申請額（交付申請額から最低保証額を減じて得られる額をいう。）を上限とし、次の表に定めるところによる。

区 分	最 低 保 証 額			調 整 交 付 額
	均等割当額	実績割当額	組合員規模割当額	
農業協同組合 農業協同組合 中央会	1 団体につき 30 万円	予算額に2分の1を 乗じて得た額から均 等割当額の総額を減 じた額を、交付申請 のあった団体の直近 の農畜産物販売規模 に応じて按分した額	予算額に4分の1 を乗じて得た額 を、交付申請のあ った団体の直近の 正組合員数に応じ て按分した額	農業協同組合中央会に あつては超過交付申請 額、農業協同組合にあ つては予算額から最低 保証額の総額及び農業 協同組合中央会に係る 調整交付額を減じた額 を超過交付申請額で按 分して得られる額

(2) 最低保証額（均等割当額と実績別割当額を合算した額をいう。）の総額は、本交付金の予算額に2分の1を乗じて得た額を上限とし、調整交付額は、超過交付申請額（交付申請額から最低保証額を減じて得られる額をいう。）を上限とし、次の表に定めるところによる。

区 分	最 低 保 証 額		調 整 交 付 額
	均等割当額	実 績 別 割 当 額	
漁業協同組合 水産加工業協同組 合	1 団体につき 10 万円	予算額に2分の1を乗じて得た額 から均等割当額の総額を減じた額 を、交付申請のあった団体の直近 の水産物販売規模に応じて按分し た額	予算額から最低保証 額の総額を減じた額 を、超過交付申請額で 按分して得られる額
農業協同組合連合 会	予算額に2分の1を乗じて得た額		予算額から最低保証 額を減じた額

(交付申請の時期等)

- 第5条 本交付金の交付申請は、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請を行うに当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実施状況報告の時期等)

第8条 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、毎年1月20日までに12月末時点での対象事業の実施状況を報告しなければならない。ただし、規則第17条第1項の規定による実績報告を行なった者は除く。

2 前項の報告は、様式第3号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号によるものとする。

3 交付事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第5号により知事に報告を行うこととする。

4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(事業終了後の検査)

第10条 知事は、実績報告のあった交付事業者に職員を派遣し、対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を検査させることができる。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 農林水産業団体等	2 対象事業	3 対象経費
農業協同組合 農業協同組合連合会 農業協同組合中央会 漁業協同組合 水産加工業協同組合	食パラダイス鳥取県の推 進に向けた取組み（毎年継 続して実施している等、本 来、団体の自主財源で行う べきものを除く。）	2の対象事業に係る経費（ただし、事業実 施主体の役職員の人件費及び固定資産取 得費（工事請負費を含む。）は除き、委託 費については、県内事業者が施工を行った ものに限る。ただし、止むを得ない事情で 県内事業者への発注が困難と県が認めた 場合については、この限りでない。